

保税工場（総合保税地域）外保税作業(一括・個別)許可申請書（C - 3290）

「責任者氏名」の項には、原則として、保税工場の許可を受けた工場の工場長の氏名を記載するが、法人の内部で保税工場の業務についての責任者を定めている場合には、その責任者の職名及び氏名を記載する。

「適用を受けようとする期間」欄には、3年間又は3年以内の必要な期間について記載する。

「保税工場（総合保税地域）外における保税作業の種類」欄には、出荷先の下請け等の工場における保税作業の内容を記載する。例えば、織布、染色、クリスマスカードのはり付け等と記載する。

「保税工場（総合保税地域）外において保税作業をしようとする貨物の品名」欄には、保税工場外における保税作業を行うため保税工場から出す外国貨物の品名を記載する。

なお、関税法基本通達 61 - 2（保税工場外における保税作業の一括許可）のただし書に該当する場合には、外国貨物の記号、番号及び品名を記載する。

「保税工場（総合保税地域）外における保税作業によってできる製品の品名」欄には、保税工場外における保税作業の段階でできる製品名を記載する。

なお、関税法基本通達 61 - 2 のただし書に該当する場合には、製品名及び数量を記載する。

「保税工場（総合保税地域）外作業を行う場所」欄には、出荷先の下請け等の工場について、その名称及び所在地を記載する。

「場外作業場における作業期間」欄には、保税工場外における保税作業のため外国貨物を保税工場から出すこととなるときから、その保税作業を終わって製品を保税工場に戻し入れ又はその作業場から直接他の保税地域に保税運送のため発送することとなるときまでに通常必要とされる期間を記載する。

なお、一括許可の場合には、場外作業場において保税作業を行うため、保税工場から出されている通常の期間を記載する。